

農林水産品に係るガイドラインの公表および各種証明書ひな形の変更について

2019年8月23日
日本商工会議所 国際部

本年7月26日付で、経済産業省より「申請手続における提出書類等の例示と留意事項（農林水産品編）」が公表されるとともに、農林水産品を完全生産品として証明する際の各種証明書のひな形が変更となりました。新ひな形では記載項目が一部変更になり、原則、記載内容が簡素化していますので、新様式をご活用いただきますよう、お願いいたします。それぞれの変更内容については、下記2.をご参照ください。

なお、2019年9月30日（月）までを移行期間といたします。10月1日（火）以降は、原則、新ひな形でご申請いただきますよう、お願いいたします。

記

1. 申請手続における提出書類等の例示と留意事項（農林水産品編）

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/download/gensanchi/roo_guideline_submission_nourinsuisanpin.pdf

2. 各種証明書ひな形 変更点

(1) 農林産品に係る生産証明書

	変更前（旧ひな形）	変更後（新ひな形）
1	（追加）	<u>（判定依頼者記入欄）</u> <u>判定受付番号等：</u> <u>※指定発給機関からの依頼があれば御記入ください。</u>
2	下記のとおり <u>生産されたものであることを証明</u> します。	<u>製品について、下記のとおりであることを証明</u> します。
3	<u>2. HS番号（6桁ベース）：</u>	（削除）
4	（追加）	<u>3. 生産者</u> <u>□当方（本紙右上の氏名欄に記載の者）</u> <u>□仕入先（別添の一覧表に記載の者）</u> <u>□仕入先（ ）</u>

<[新ひな形](#)>

（[記載例1](#)）（[記載例2](#)）

※本生産証明書を作成できるのは、生産者または生産者から直接集荷・購入した者（卸売業者等）に限られますので、ご注意ください。

※生産者から農林産品を購入している者が本証明書を作成する場合で、生産者の一覧を添付できない場合は、上記「記載例2」を参考に記載していただきますよう、お願いいたします。

(2) 農林産加工品に係る製造証明書

	変更前（旧ひな形）	変更後（新ひな形）
1	（追加）	（判定依頼者記入欄） 判定受付番号等： ※指定発給機関からの依頼があれば御記入ください。
2	2. HS番号（6桁ベース）：	（削除）
3	3. 加工時期： 年 月	2. 加工時期： 年 月 （～ 年 月）

<新ひな形>

(3) 漁獲・養殖証明書

	変更前（旧ひな形）	変更後（新ひな形）
1	（追加）	（判定依頼者記入欄） 判定受付番号等： ※指定発給機関からの依頼があれば御記入ください。
2	下記のとおり漁獲（生産）されたものであることを証明します。	産品は、下記のとおりであることを証明します。

<新ひな形>

(4) 水産品に係る加工証明書

	変更前（旧ひな形）	変更後（新ひな形）
1	（追加）	（判定依頼者記入欄） 判定受付番号等： ※指定発給機関からの依頼があれば御記入ください。
2	加工証明書	水産品に係る加工証明書
3	（追加）	2. 利用する経済連携協定

4	(追加)	4. 加工地 (都道府県名) : <u>□工船による洋上での加工のみ</u>
5	(追加)	<u>(注1) 4については、「工船による洋上での加工のみ」にチェックを入れた場合には、都道府県名の記入は不要です (裏面に必要事項をご記入ください)。</u>
6	(注1) 3については、使用した原料ごとにご記入ください。	(注2) 5については、使用した原料ごとにご記入ください。
7	(注2) 加工水産製品の原料に (略)	(注3) 加工水産製品の原料に (略)
8	(注3) 特に、日インド経済連携協定については (略)	(注4) 特に、日インド経済連携協定については (略)
9	<u>□(1) 船長等の幹部船員 (船舶職員) の全員及び75%以上の乗組員が日本人</u>	<u>□(1) 船長等の幹部船員 (船舶職員) の全員及び75%以上の乗組員が日本国籍を有する者</u>
10	<u>(4. で記載された工船ごとに、以下の船員名簿のご提出をお願いします。乗組員数が多く記載しきれない等の場合においては、別途、船名、船員役職、氏名、国籍が分かる資料をご提出ください。)</u>	(削除)
11	<u><船員名簿></u> (略)	(削除)
12	6. その他 (参考資料の添付等)	8. その他 (参考資料の添付等) <u>□6. で記載された工船ごとに、経済連携協定の原産地規則 (船舶の定義における船員要件) に合致していることを示す船員名簿等の記録について、特定原産地証明書の発給の翌日から5年間 (ただし、日ブルネイ協定、日アセアン協定、日スイス協定および日ベトナム協定を利用する場合は3年間) は保存するとともに、締約国等の権限ある当局、経済産業大臣又は指定発給機関の求めに応じて提供することを約束します。</u>

<新ひな形>

(5) 牛肉に係る個体識別番号通知書 ※新設
<[ひな形](#)>

3. 移行期間

2019年10月1日(火)以降に判定依頼をする場合は、原則、新ひな形を利用。

以上